

1 制度化の目的

- 全国で進められている小中連携、小中一貫教育の目的については、置かれている様々な状況から極めて多様である。一つには、少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで小学生の中学進学に対する不安感を軽減することを目的とする例がある。
- 中教審答申において、小中一貫教育の制度化の目的については、「小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである。」とし、このことにより小中一貫教育の優れた取り組みの全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、
 - ① 組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）
 - ② 子どもたちの社会性の育成機能の向上
 - ③ いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少等）をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少等に資することとなり、義務教育全体の質の向上が期待されている。

2 新たな学校種の創設

① 義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける ※「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第46号）
平成27年6月24日公布、平成28年4月1日施行

② 小中一貫型小学校・中学校（仮称）

それぞれ独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができる

※いずれも小・中学校学校指導要領における内容項目をすべて取り扱う形で教育が行われるもの

3 教育課程

- 上記いずれにおいても教育課程については、
 - ① 9年間の教育目標の明確化
 - ② 当該教育目標に即した教科等毎の9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施

(年間指導計画の策定を含む)

また、現行の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、独自教科の設定、指導内容の入れ替え・移行など一定の範囲で教育課程の特例が認められる。

- 「中1ギャップ」や子供の発達の早期傾向など、地域の児童生徒が抱える教育課題に対応して9年間の教育課程において6-3以外にも4-3-2、5-4など柔軟な学年段階の区切りを設定できる。

4 施設形態の分類

- ① 施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている
(渡り廊下などでつながっているものを含む)
- ② 施設隣接型：小学校と中学校の校舎が同一敷地内又は隣接する敷地に別々に設置されている
- ③ 施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている

小中一貫教育の二つの類型

	義務教育学校	小中一貫型小・中学校（仮称）
修業年限	・ 9年 (但し転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・ 小・中学校と同じ
教育課程	・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（一貫校の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階の入れ替え・移行）	・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（同左）
組織	・ <u>1人の校長</u> ・ 一つの教職員組織 ・ 教員は原則小・中免許を併有 (免許の併有を促進)	・ <u>学校毎に校長</u> ・ 学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整担当を任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) ・ 教員は各学校種に対応した免許を保有
施設	・ 施設の一体・分離を問わず設置可能	・ 施設の一体・分離を問わず設置可能

5 小中一貫教育の取組実施状況（文科省実態調査）

- ・取組件数：市町村数 211 市町村（約 1 割）

総件数：1130 件（小学校 2284 件、中学校 1140 校）

- ・実施予定または検討中：166 市町村（約 3 割）
- ・国及び市町村の状況を注視している市町村：450 市町村（約 3 割）
- ・実施総件数 1130 件の内訳
 - 施設一体型 148 件（13%）施設隣接型 59 件（5%）施設分離型 882 件（78%）
 - その他（併存など） 41 件（4%）

6 教育課程の特例の実施状況

- ・独自の教科等の創設 72%
- ・英語教育・外国語教育の導入 82%
- ・指導内容の前倒し 18%

7 乗り入れ指導の実施

小学校においては学級担任制であったものが、中学校においては教科担任制となる。

小学校教員の免許は全教科に対応した免許であるが、中学校教員は特定の教科に対応したものである。小・中学校教職員間で指導の在り方をよく相談し、認識を共有した上で乗り入れ指導を行い、小学校高学年段階等から教科担任制を一部導入したり、小学校から進学した生徒を見守りながら指導する取り組みが広く行われている。

乗り入れ指導は、児童生徒の不安の軽減、いわゆる「中 1 ギャップ」の解消、教員の他校種に対する理解増進、意識変革等を図る観点から効果がある。

8 地域と共にある学校として

地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働きやひとり親世帯の増加といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会育成機能が弱まっているとの指摘がある。

また、少子化にともない、単独の小学校では十分な集団規模を確保できない場合が多くなっている。こうした中で、異学年交流を活発化させたり、多くの教師が児童生徒に関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校へ取り入れることへのニーズが高まっている。

今後、9年間を通して学校と地域が連携して子ども達の成長を見守るという考えに立って、小中一貫教育を実施する学校を地域ぐるみで支える場を確保することが重要であり、こうしたことが学校を拠点とした活力ある地域コミュニティの形成に資するものとなる。

また、学校施設は、災害時の避難所となることや地域の核施設となることを視野に入れ、他の公共施設との複合化を図り地域住民と共同利用のできる施設となることが有効となる。